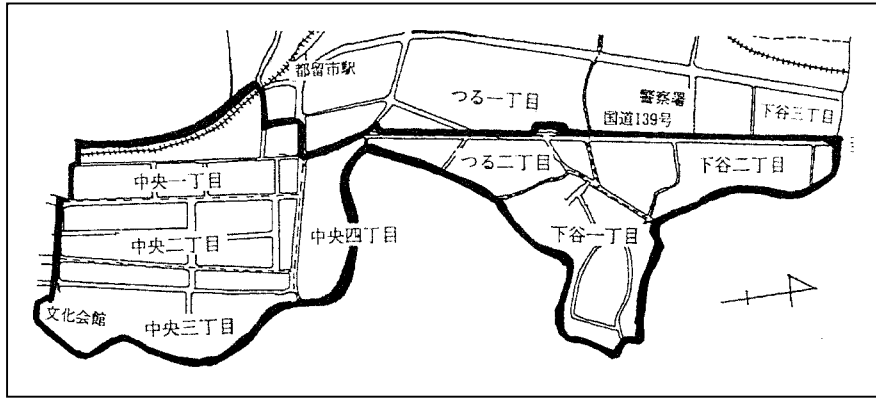


平成8年度地籍調査事業実施区域図



地籍調査にご協力ください

本年度は、谷村第三調査区として、下谷一丁目、二丁目、つる一丁目、中央一丁目、二丁目、三丁目、四丁目を調査します。（区域図参照）

地籍調査は、国土調査法に基づく調査で土地の国勢調査と言われている大切な調査です。現在使われている土地台帳や公図は、明治の初めに作られたものです。これを最新式の測量方法により、新しく地図と台帳を作り土地の正確な位置、地形、地番、地目、面積を明らかにするものです。

調査の方法は

一筆調査といい、土地台帳と公図を参考に「一筆ごと」に地番、地目、境界を現地を確認します。

境界への杭打ち

○土地所有者ごとに隣接する土地所有者と立ち会いの上、杭を打っていただきます。

○国道・県道は、それぞれ所管する管理担当者が杭を打ちます。

○市道・赤線・青線は、地区推進委員と地籍調査課で杭を打ちます。

○一度打った杭は、皆さんの土地を測量する基になりますので動かしたり抜いたりしないでください。

○一斉に杭を打っていただくため一斉杭打ち日をもうけます。日程については後日各自に通知します。

○打たれた杭の確認が終わると、委託業者により測量を行います。

測量・調査結果は

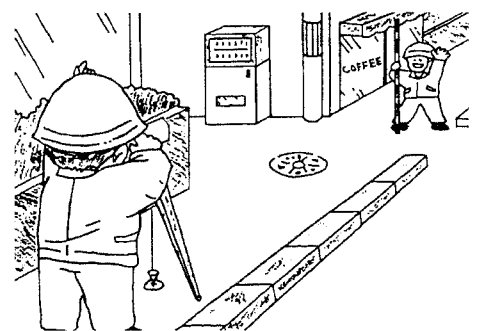
調査・測量が済みまると地図（地籍図）と地番・地目・面積（地籍簿）を確認していただくため二十日間の閲覧を行います。誤りがなければ国の認証を得て法務局に送付し登記簿と公図が修正されます。

一筆調査で境界が決まらなかった場合

筆界未定として処理し、境界線がはいりません。また、確認申請、農地転用等の手続きができない場合があります。調査以後に境界が決まった場合には、個人の負担で筆界未定の解消の処理をしなければなりません。

調査前の心得として

○説明会に出席して、内容を把握してください。
○自分の土地について現況を把握しておいてください。
○隣接地との境界を事前によく話し合っておいてください。



説明会日程（居住区域別）

居 住 別	日 程		場 所
深 田 、 新 明 町 、 姥 沢 自 治 会	8月5日（月）	午後7時～9時	市役所3階大会議室
田 町 、 弁 天 町 、 高 尾 町 自 治 会	8月6日（火）	午後7時～9時	市役所3階大会議室
仲 町 、 栄 町 自 治 会	8月7日（水）	午後7時～9時	市役所3階大会議室
下 町 、 横 町 自 治 会	8月8日（木）	午後7時～9時	市役所3階大会議室
市外居住者・上記説明会に出席できなかった方	8月9日（金）	午後1時～3時	市役所3階大会議室

※詳しいことは、地籍調査課へ問い合わせください。

生きがいづくり アドバイザー委嘱

南都留地区ならびに北都留地区の生きがいづくりアドバイザーの委嘱式と研修会が開催されました。生きがいづくりアドバイザーは、県民の余暇活動を助長、促進し併せて県民生活センター事業の推進を図るため、全県下を対象に、（財）山梨県民生活協会より委嘱されるもので、任期は二年間です。本市では、次の方々が委嘱されましたので、市民の皆さんには、余暇活動に関する情報をお寄せいただいたり、各種事業等への参加にご協力をお願いいたします。生きがいづくりアドバイザーは次の方々です。

花園光明 上谷3-6-30
柳場房子 上谷3-5-31
小俣和江 つる3-4-4
近藤正俊 つる5-7-8
長谷川寛 法能1094-3
重森裕子 小野838
分部司郎 境227
三枝陸代 鹿留2145
天野芳枝 桂町1255
前田正男 中津森844
八代幸枝 大幡1541
輻形 恭 古川渡567
小林よ志子 四日市場89-6
谷内久利 与縄291
清水さか江 朝日馬場435
（敬称略）